

2018 年 2 月 10 日発行（毎月 1 回発行）

確かな経営情報、企業が発展するために

新・人事マネジメント戦略

2018.2 Vol.1802

民法120年ぶりの大改正！労働基準法への影響は？！

～今後の為に、知っておかなければならない改正のポイント～



業務案内

【コンサルティング業務】

- ・就業規則、給与規程等の作成、運用サポート
- ・人事、給与、退職金制度の構築
- ・募集、採用、教育、評価システムの設計
- ・個別労使紛争（労使間トラブル）の解決支援
- ・労働基準監督署による是正勧告対応

【アウトソーシング業務】

- ・社会保険に関する事務手続きおよび提出代行
- ・労働保険に関する事務手続きおよび提出代行
- ・給与計算業務
- ・各種助成金、奨励金申請
- ・経営者、一人親方の労災保険加入

新・人事マネジメント戦略



民法大改正！ 労働基準法への影響は？！
～今後の為に、知っておかなければならない改正ポイント～

田中社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 田中 洋

人事総務業務には、労働法や安全衛生法等以外でも様々な周辺知識が必要な場合も多くあります。昨年から今年にかけ、大きな改正があったため、今回は「知っておくと理解が深まる」改正のポイントについて特集します。



民法が 120 年ぶりの大改正…！

民法の債権分野が実に 120 年ぶりに見直しがなされ、改正となりました。内容はかなり広範囲となりますので、施行日（公布日：平成 29 年 5 月 26 日から原則 3 年を超えない範囲内において政令で定める日となっています）までに対策をとっておく必要があります。



時効期間が変更！

現行法では「権利を行使することが出来る時から 10 年」行使しないと債権が消滅しますが、改正では、現行の定めに加え「債権者が権利を行使出来ることを知った時から 5 年間」行使しないときも債権が消滅することとされました。このため、債権の消滅時効期間（通常のビジネス上の債権）は「原則として 5 年」に統一されると解釈できます。また、職種別に細かく分かれていた消滅時効についても、原則的な消滅時効に統一されます。

債権の種類（抜粋）	改正前	改正後
私人の間の債権	権利を行使できる時から 10 年	債権者が権利を行使できることを知った時から 5 年。または、権利を行使できる時から 10 年
宿泊代・飲食代	権利を行使できる時から 1 年	
宅配やタクシーなど運送に係わる代金		
生産者、卸売・小売の代金	権利を行使できる時から 2 年	
弁護士報酬等	事件終了の時から 2 年	
建設・工事などの請負代金	工事終了の時から 3 年	

ただし、賃金債権の2年時効については、労基法（第115条）が優先され、現行のままのため、今後厚生労働省で検討するとのことで、他の債権と同様5年となる可能性もあります。

労働基準法 第115条（時効）

この法律の規定による賃金（退職手当を除く。）、災害補償その他の請求権は2年間、この法律の規定による退職手当の請求権は5年間行わない場合においては、時効によって消滅する。

もし、賃金債権の消滅時効が2年 → 5年となった場合、「未払い賃金」や「不払い賃金」の請求も5年前まで遡って請求することが可能となります。

ただ、もともと労基法の2年の消滅時効は、労働者保護の観点から特別法（改正前の民法では、賃金債権は1年で消滅する「短期消滅時効」とされていました）として成立していたものですが、これが5年となれば、あまりに長い消滅時効となり、企業側の負担増も考慮されなければなりません。ですので、賃金債権については、このまま5年を適用するのかについては、今後、検討議論がなされるところのようです。

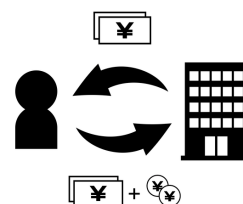
また、「有給休暇」についても、改正民法と統一されると、消滅時効が5年となり、繰越が現在の2年以内から5年以内と変更となることも考えられます。今後、正式な発表があった場合には、就業規則等の変更も必要となります。

この他、もし消滅時効が変更となると、賃金台帳の保存期限（現在は3年間）や付加金請求（現在は2年以内）にも変更が出てくる可能性があります。

法定利率が変動制に…！

現行法では法定利率は年5%で固定されていますが、改正により、法律改正時は年3%へ引き下げ、金利や物価などの経済状況を考慮し、3年毎に利率の見直す変動性が導入となります。

また、商事法定利率が廃止され、民事法定利率に統一されます。



	改正前	改正後
民事法定利率	年5%	年3% かつ3年毎の変動制
商事法定利率	年6%	

法定利率が引き下げとなると、中間利息控除が減り、損害賠償額が増えることになり、結果、自動車保険などは、支払い保険料が増えることも予想されています。

また、法定金利が適用される遅延損害金などは計算が煩雑となり、想定を超える金額となることもあるため注意が必要です。一般的な契約の場合、あらかじめ利率について契約に定めた約定利率を用いることができるため、利率について合意をしておくことが重要となってきます。

介護納付金に総報酬割が導入…？！

介護保険制度は、介護は家族だけではなく、社会全体で支えてあうという仕組みのもと、平成 12 年に施行され、40 歳以上のすべての国民が加入（＝保険料を納付）しています（65 歳以上の第 1 号被保険者は年金から徴収されています）。

40 歳～64 歳の第 2 号被保険者の保険料は、「介護納付金」として医療保険者（協会けんぽや健康保険組合のこと）に賦課されており、介護給付金の 28%を賄っています。

この介護納付金は「加入者数に応じて負担」とする人数割りが採用されていましたが、昨年の 8 月から被用者保険（協会けんぽ、健康保険組合）間では「報酬に比例した負担（総報酬制）」の導入が段階的にされています。

■総報酬制導入スケジュール

	平成 29 年度		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
	～7 月	8 月～	1/2	3/4	全面導入
総報酬割分	なし	1/2			

全面導入された場合、介護保険料が「負担増」となる被保険者数は、大企業の社員や公務員を中心に約 1,270 万人、「負担減」となる被保険者数は、中小企業の社員を中心に約 1,650 万人と試算されています（国民健康保険、国保組合には総報酬制は適用されません）。

今回ご紹介した内容は、かなり抜粋した内容ですが、周辺知識として最低限知っておくと、今後、労基法等が改正となったときも理解が深まるのではないのでしょうか？ まだ、どんな法律改正にも言えることですが、改正後についての対応が、後手にならないように準備しておきましょう。

※今回は「知っておくと理解が深まる」視点からのポイントを絞って特集しています。詳細についてはそれぞれ各専門家にご確認下さい。

前任者が辞めた関係で、急遽、新しく人事総務担当となりました。同じ扶養している人でも、税法上の扶養と健康保険上の扶養が違うということがイマイチ理解出来ません。何がどう違うのでしょうか？どうやって見分ければいいのでしょうか？基本的な相談で申し訳ありませんが、教えてください。



Answer

扶養と、一口にいっても、ご相談のように、「税法上の扶養」と「社会保険（健康保険・厚生年金）上の扶養」とは似ていますが、違うものです。ひとつずつご説明します。

■税法上の扶養

一般的に、配偶者の基礎控除、38万円を受けられる配偶者や、16歳以上で所得者（社員）と生計を一にする親族のことを「税法上の扶養」と区分します。生計を一にする、とは、必ずしも「同居」している必要はなく、生活費や学資金などの送金が行われていれば、生計を一にしているとして、扶養が認められます。

なお、今年から配偶者控除について改正があり、以前のいわゆる「103万円」の壁が変更となりました。ポイントは2つです。

- 配偶者の所得控除額 38万円の対象となる上限が年収 103万円（所得 38万円）→150万円（所得 85万円）まで引き上げ。
- 所得者（社員）の年収が 1,220万円超（所得 1,000万円超）の場合、配偶者控除の適用が受けられない。

なお、配偶者の年収が 150万円を超えても、社員の年収が 1,220円以下であれば、段階的に（年収約 201万円まで）配偶者特別控除が適用となるので、まったく控除がなくなるという訳ではありません。

■社会保険上の扶養

主に被保険者（社員）の収入により、生計を維持されている 75歳未満の親族等が「社会保険上の扶養」となります。被保険者との関係によっては、「同居」が条件の場合もあります。年収要件は 130万円未満（60歳以上または障害者の場合は 180万円未満）で、かつ、被保険者（社員）の収入の 1/2 未満または仕送りが対象者の年間収入を上回ることとなっています。

それぞれ適用となる法律が違うため、同じ「扶養」という単語を使っていますが、内容が異なるというわけです。税法の改正により、「税法上は扶養だが、社会保険上は扶養から外れる」という人も出てくる可能性がありますので、注意が必要です。資格取得時、年末調整時には必ず確認をするようにしましょう。

～ その他ご不明な点があれば、お気軽にお問合せください～

相談室では、皆様からのご質問・取り上げて欲しい記事のリクエストを募集しています。

2018 年 2 月の人事・総務カレンダー

■2月13日(火)

1月分の源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収税額の納付期限となります。

■2月16日(金)～

確定申告(書面)の受付開始となります。今年は、3月15日(木)が申告期限となります。

※ 給与支払報告書の提出を忘れずに！

昨年中に給与支払いをした社員・アルバイト等の1月1日現在に居住する市区町村宛てに、1月31日までに給与支払報告書を提出する必要があります。忘れずにご提出下さい。



Current Topics

★「医療費のお知らせ」が確定申告に使用可能に！ | 協会けんぽ・健康保険組合

自身の治療等にかかった医療費について確認することで、健康に対する意識を高めてもらうため健康保険では年1回、「医療費のお知らせ」を発送しています。この「医療費のお知らせ」が平成29年分の確定申告から、医療費控除の適用を受ける際、医療費の明細書として申告書に添付できるようになりました。つまり、「医療費のお知らせ」を添付すると、明細の記入が省略できるという訳です。この場合、領収書の保管も不要となります。

ただし、「医療費のお知らせ」に記載されていない診療分の医療費控除を申告する場合は、従来どおり、医療機関が発行した領収書や明細書が必要となるため、注意が必要です。

★平成30年度の年金額は据え置き | 厚生労働省

平成30年度の年金額が厚生労働省より公表され、年金額は昨年から据え置きとなりました。新規裁定者(67歳以下)の年金額は、国民年金(老齢基礎年金)が満額で64,941円(月額)、厚生年金(夫婦2人分の老齢基礎年金額を含む標準的な年金額)は221,277円(月額)です。

■編集後記

仮想通貨取引所「コインチェック」から仮想通貨NEM(ネム)が流出し、大騒ぎとなりました。取引所「マウント・ゴックス」で仮想通貨ビットコインが消失した事件は4年前でしたが、まだ記憶に新しい方も、もう記憶がおぼろげな方もいるかと思います。どちらも、セキュリティの甘さから流失となっているようです。「コインチェック」は、セキュリティ強化をする人材不足と釈明しているようですが、芸能人を使い派手にコマーシャルを流して顧客を獲得していたために、まずはセキュリティ強化へ資金を回すべきだったのではとネット上で炎上しています。仮想通貨のみならず、マイナンバーが本格的に動き出すと、金融情報等もすべて連動する予定です。ネットはわからない…では、自分自身を証明することも困難な時代となる可能性があります。インターネットリテラシー(インターネットを正しく使いこなす知識や能力のこと)を上げていくことが、今後の企業運営にも、私生活においても必要となってくると思います…。

田中社会保険事務所だより Vol.1802

「新・人事マネジメント戦略」

発行日 2018年2月10日

発行人 特定社会保険労務士 田中 洋



田中社会保険労務士事務所

労働保険事務組合

愛知中央SR経営労務センター

〒465-0087

名古屋市名東区名東本通2-32

星ヶ丘イーストビル2階A号室

TEL052-753-8800 FAX052-753-8818

<http://www.sr-tanakaoffice.com>

Mail: tsr@waltz.ocn.ne.jp